

# 鳴海住宅ガス工事（第4工区）

図面番号	図面名称	縮尺
0	図面目録	—
1	給排水・ガス工事特記仕様書 1/4	—
2	給排水・ガス工事特記仕様書 2/4	—
3	給排水・ガス工事特記仕様書 3/4	—
4	給排水・ガス工事特記仕様書 4/4	—
5	配置図	1/200
6	凡例・機器表・器具表	—
7	ガス設備 系統図	—
8	衛生設備 1階平面図	1/100
9	衛生設備 2～6階平面図	1/100
10	衛生設備 7～R階平面図	1/100
11	給排水・ガス設備 2DK平面詳細図	1/30
12	給排水・ガス設備 3DK平面詳細図	1/30
13	M図詳細図	1/10
14	住戸断面詳細図	1/20

## 愛知県建設部建築局公営住宅課

工事（積算）番号 H29012J00940

課長	主幹	課長補佐	主任主査	担当



項目	特記事項
工事中の安全管理	* 工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。
工事コスト調査の協力	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
光熱水費	* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。
特定住宅瑕疵担保責任	* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない
工事費内訳明細書 騒音・振動対策	* 愛知県公共工事請負契約第3条第1項に規定する工事費内訳明細書の提出：・要する ※要しない * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：
排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクター・ショベル、ブルドーザー、発電発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））
貨物自動車等の車種規制	貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要領 （http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/ear/yoko/faq/） * 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要領」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。
特定特殊自動車の燃料	* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。
施工体制 現場代理人	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。

1.1.2 関連工事との取合い		■機械編 1章 一般共通事項■						
項目	工事区分	建	電	給	ガ	外	汚	
		築	気	水	ス	構	水	
機 械 用 基 礎		※					※	
排 水 橋		※		※			※	
堅 礎 ( 横 引 き 管 共 )		※					※	
フロアードレイン・ルーフトドレイン		※					※	
照 明 器 具 穴 明 及 び 補 強		※						
化 粧 キ ャ ビ ネ ッ ト						※		
ク ー ラ ー 用 ス リ ー プ		※						
居 室 ・ 浴 室 ・ 換 気 レ ジ ス タ ー		※						
杭 頭 処 理 及 び 補 強		※						
設 備 ス リ ー プ 箱 入			※	※	※		※	
設 備 ス リ ー プ 構 造 体 補 強		※					※	
設 備 ス リ ー プ 防 水 処 理		※					※	
水 槽 ( 高 架 受 水 ) 架 台		※		※			※	
設 備 間 隔 取 合 せ 部 内 裝 穴 明		※	※	※	※		※	
機 械 室 床 の 穴 埋 け 及 び 穴 埋 め 工 事		※					※	
設 面 電 極 棒 プ ロ ー ト ス イ ッ チ						※		
同 上 用 リ レ ー 及 び 盤						※		
水 道 用 集 中 検 査 配 管 配 線						※		
同 上 結 線 及 び 調 整						※		
エレベーター関連工事（建築）*1		※						
エレベーター関連工事（建築）*2		※						

この項に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。  
\*1：昇降路築造工事、各階出入口の穴開け明け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上げ工事、ビット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。  
\*2：動力用照明用の電源引込み工事及び給電工事昇降路ビット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。

1.1.3 機材 給水設備、給湯設備等に使用する機材の耐摩性能 ・適用する ( ) ※適用しない

1.1.6 完成図その他 保守指導書（共用部分）：※提出する ・提出しない  
保守指導書（ガス設備）：・提出する ※提出しない

■機械編 2章 衛生器具設備工事■

2.2.1 器具及び材料 2. 衛生器具の区分及び種類；

項目	特記事項	
	区 分	種 類
洋風便器		洋風洗落とし節水Ⅰ形便器
		洋風サイホン節水Ⅰ形便器
		※洋風タンク式洗落とし節水Ⅰ形便器
		洋風タンク式サイホン節水Ⅰ形便器
		洋風タンク式洗落とし節水Ⅱ形便器
		洋風タンク式サイホン節水Ⅱ形便器
		洋風洗落とし便器
		洋風サイホン便器
		洋風タンク式洗落とし便器
		洋風タンク式サイホン便器
洗面器		平付洗面器（大型）
		平付洗面器（小型）
手洗器		平付手洗器（大型）
		平付手洗器（小型）
		隔付手洗器（大型）
		隔付手洗器（小型）
湯水混合 水栓		※シングルレバー式 ・2ハンドル式
		洗面所用 ※シングルレバー式 ・2ハンドル式
		浴室用 ※サーモスタット式 ・2ハンドル式
		シャワー：※有 ・無
洗 面 化 粧 ユ ニ ッ ト		化粧台型 ※一般型 ・洗髪型
		鏡、照明、コンセント及び開付き
9. 単水栓	洗濯機用水栓の水衝撃緩衝機能	・有り ※無し
11. 暖房便座	温水洗浄機能	・付加する（加熱方式：・貯湯式・瞬間式） ※付加しない
	温風乾燥機能	・付加する ※付加しない
	脱臭機能	・付加する ※付加しない
	リモコン	・付加する ※付加しない
■機械編 3章 給水設備工事■		
3.2.1 管類	1. 管材：図面による	(3.2.1表による)
3.2.2 継手類	1. 継手種類：図面による	(3.2.2表による)
3.2.3 一般用弁及び栓	3. 土中埋設弁（呼び径75A以上）使用区分： ※水道用仕切弁 ・水道用ダググタイル舞鉄仕切弁 ・水道用合成樹脂製仕切弁 ・図面による [ ]	
3.2.12 ボックスその他	5. 水栓柱の材質：塩ビ製	
3.2.15 給水システム	2. 加圧式給水システムの給水圧力の制御方式： ※ポンプ回転数制御方式（インバーター方式） ・圧力水槽制御方式 自動交互並列運転方式とする。	
3.2.18 制御盤及び操作盤	3. 直結増圧給水システムの逆流防止装置の位置：※吸込側 ・ ( )	
	1. 制御及び操作盤への(1)から(8)までの適用： 表示等：( ) 接点及び端子：( )	
	2. 可変速電動機用インバーターによる運転制御を行う場合の制御及び操作盤への(1)から(3)までの適用： ( )	
3.2.19 水槽	1. 受水槽の材質：・FRP製 ※ステンレス鋼板製 ・鋼板製 受水槽の型式：・一体型 ・パネル型 受水槽の形状：・球形 ・円筒形 ※角形 受水槽本体の構造：※単板 ・複合板 受水槽の設計用水平震度：・2/3G ※1G	
	5. 水槽外部の保温材：・設ける ※設けない	
	7. 緊急遮断弁装置：・設置する（遮断弁の駆動方式：・電気式 ・機械式） ※設置しない	
3.3.1 配管工法	1. 変位吸収（可とう）継手の設置箇所：図面による 2. 給水用絶縁継手の設置箇所：図面による 13. 埋設本管の分歧、曲がり部等の衝撃防護措置：・有 ※無 17. 埋戻し土の土質：※掘削土の良質土 ・再生砂等	
3.3.3 管の接合	1. 配管材料のイオン化傾向が大きく異なる異種金属の接続箇所：図面による 9. 架橋ポリエチレン管接合方法：・電気融着接合 ※メカニカル接合 10. ポリブデン管接合方法：・熱融着接合 ・電気融着接合 ※メカニカル接合	
3.3.5 機器の据付け	1. 基礎の種類：※標準基礎 ・防振基礎 基礎の大きさ、高さ等：図面による 2. ポンプの防振基礎の防振材料及び振動絶縁効率：※(95%以上) ・ ( )	
	株式会社 ヤスウラ設計	鳴海住宅ガス工事（第4工区）
	一級建築士 登録番号 第191563号 水野 豊秋 印	給排水・ガス工事特記仕様書2/4 補欠
	一級建築士 登録番号 第265392号 設備設計一級建築士登録番号 第2437号 山岸 章 印	検 図 製 図 設 計 H28年3月
		愛知県建設部建築局公営住宅課
		図面番号 No. 0.2

特記仕様書

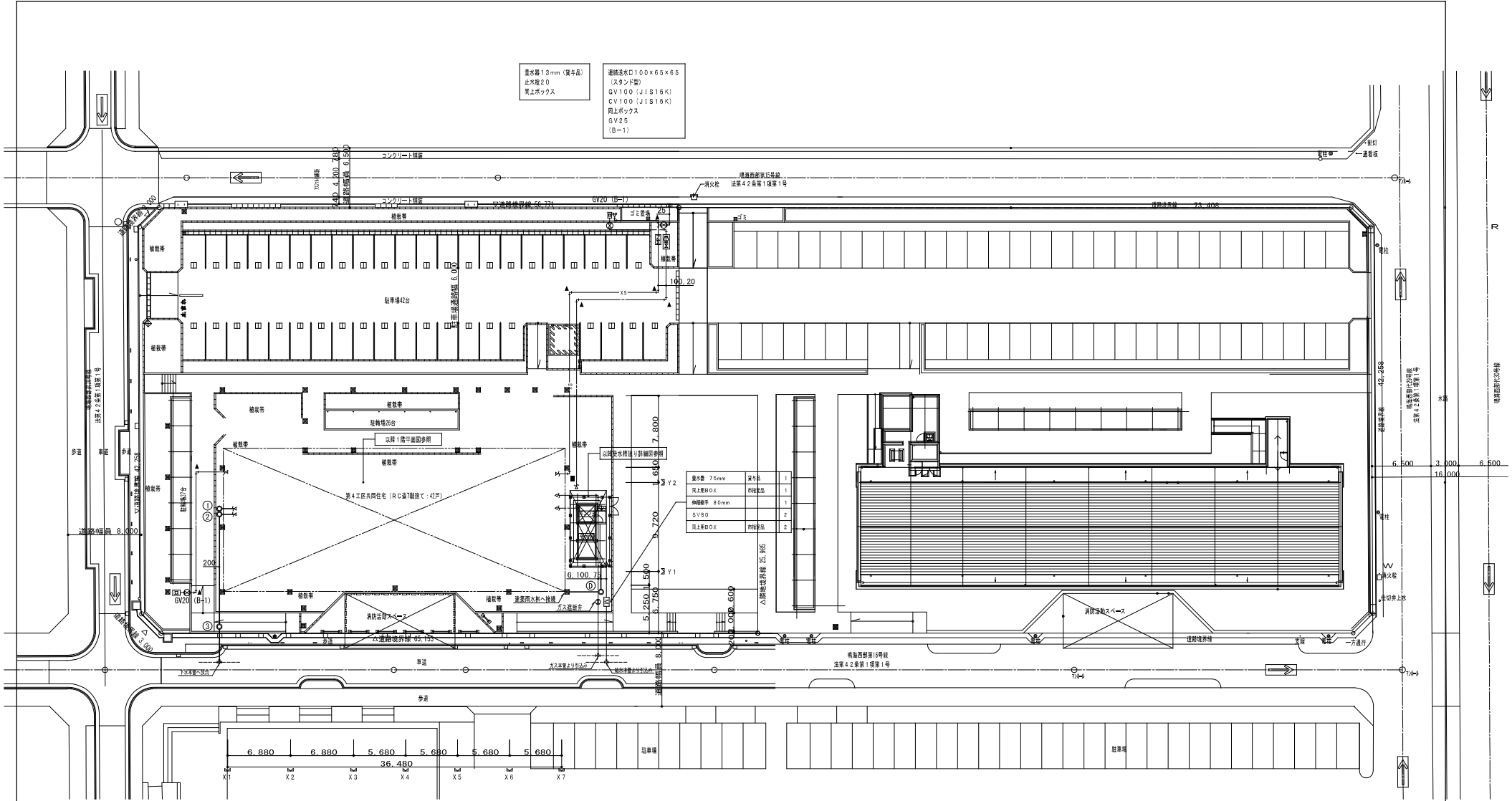
項目	特記事項
3.3.7 試験、消毒	9. ポンプ機械類の騒音測定場所： ※ポンプ室内、ポンプ室出入口付近及び直近住戸・図面による  ■機械編 4章 排水・通気設備工事■
4.2.1 管類	管材：図面による [4.2.1表による]
4.2.2 継手類	継手種類：図面による [4.2.2表による]
4.2.4 排水器具	9. 通気器具の見え掛かり部がねずみ鋳鉄製の防錆処理： ※溶融亜鉛めっき ・ ( )
4.2.6 ポンプ	3. ケーシングの材質を合成樹脂とする場合： ・適用する ※適用しない 4. 羽根車の材質を合成樹脂とする場合： ・適用する ※適用しない 6. 水中三相誘導電動機の形式： ・油封式 ・乾式 10. 着脱装置： ・適用する ※適用しない 11. 汚水、雑排水用水中モーターポンプのストレーナー： ・必要 ・不要 水中ケーブルの長さ： ( )
4.3.5 吊り及び支持	1. 鋼管及び鋼鉄管の配管呼び径50以下、ビニル管の呼び径20以下の支持間隔： ( ) [4.3.1表による]  ■機械編 5章 給湯設備工事■
5.2.1 管類	1. 管材：図面による [5.2.1表による]
5.2.2 継手類	1. 継手種類：図面による [5.2.2表による]
5.2.3 弁類	1. 弁種類：図面による [5.2.3表による]
5.2.8 給湯器ユニット	2. 区分：・給湯専用型 ※追焚付給湯型 熱交換方式（給湯）： 瞬間式 熱交換方式（追焚機能）： 直接加熱式（強制循環） ドレン排水の処理：図面による 自動機能の種類： ※自動湯張り ・自動沸き上げ ※自動保温 ・自動足し湯
5.2.9 電気温水器	2. 電気温水器：種類 ・通電方式 ・補助ヒーター内蔵及びドレンパン付き ・ ( ) 容量 ・ ( )
5.2.11 風呂がま	2. 種類： ・密閉燃焼型 ・屋外設置型 区分、給排気方式： ・Ⅰ型 ・Ⅱ型 ・Ⅲ型 [5.2.4表による]
5.2.14 太陽熱利用給湯システム	1. 太陽熱集熱器 形式 ・平板形 ・真空ガラス管形
5.3.4 機器の据付け	7. 給湯器ユニット（ALC版に取付ける場合）：図面による  ■機械編 6章 消火設備工事■
6.2.1 管類	管材：図面による [6.2.1表による]
6.2.2 継手類	継手種類：図面による [6.2.2表による]
6.2.6 消火機器	2. 消火ポンプユニットのフート弁の呼び径：図面による 外部端子付きの漏電警報器： ・適用する ※適用しない 4. 連結送水管 送水口、放水口：図面による 7. 屋外消火栓 地上式本体の材質： ・鋳鉄 ・ステンレス鋳物 11. ハロゲン化物消火の噴射ヘッド、貯蔵容器、起動用ガス容器、選択弁、安全装置、手動起動装置、音響警報装置、放出表示灯、非常電源装置及び安全対策等：図面による 13. 消火用充水タンクの材質：図面による  ■機械編 7章 ガス設備工事■
7.2.1 管及び継手	1. 管材：図面による
7.2.3 ガスメーターその他	4. ガスメーターユニット： ・しない ・図面による
7.2.5 調理用ガス機器	4. 区分：・組込型 ・据置型 ・図面による
7.2.6 ガス漏れ警報器	1. (2). ガスの比重、種類、区分： 図面による
7.2.7 配管工法	4. 地中埋設標の取付箇所： 図面による
7.2.12 ガス漏れ警報器の取付	2. 集中監視形受信機の取付け： 図面による
7.3.1 管及び継手	管材：図面による
7.3.3 充てん容器	鋼製集合装置及び同支持方法等： 図面による  ■機械編 11章 換気設備工事■
11.2.1 換気扇類及び付属部品	2. 区分（用途）、形状等：図面による 4. 換気口部品（ベントキャップ、パイプフード） 過給気防止機能 ・機能付き ※機能なし
11.2.2 管(ダクト)類	換気設備に使用する管(ダクト)類：図面による [11.2.2表による]
11.2.3 継手類	換気設備に使用する継手類：図面による [11.2.3表による]

平成28年7月1日改訂

項目	特記事項
12.1.1 適用範囲	■機械編 12章 共通工事（塗装、防錆及び防露・保温工事）■ その他塗装を行う場合：図面による
12.3.3 防露、保温	1. 管の保温の対象別施工基準は、12.3.2表及び12.3.3表による。 給水管及び排水管(SGP)のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻(1/2重ね2回巻)とする。 被覆銅管の保温(P S内のみ)：※行う ・行わない 銅板製の水槽の保温： ・行う ※行わない P S内の樹脂管（給水管、給湯管、追焚配管）の保温は行う。仕様は12.3.2表に準ずる。 追焚配管（高断熱型ペアチューブを使用したもの）には保温は不要。 さや管ヘッダー配管の樹脂管でさや管のない部分は、bとする。 ガス管のコンクリート貫通部分は、硬質塩化ビニル被覆管を用いる。又は配管用炭素鋼管(白)を用いて防食テープ巻(1/2重ね2回巻)を施す。 6. 金属製カバーの材質（給水・給湯用露出配管で保温を行う呼び径65以上の弁、ストレーナー等）： ( ) 7. 井水使用又は凍結のおそれのある場合の給水管防露・保温材の厚さ： ( )  ■機械編 20章 部品・その他工事■
20.2.2 浴室ユニット	2. 浴室ユニットの種類、形状、寸法（内法）、材質等は次のとおりとする。 1) 種類：B L長寿命社会対応型（・A型 ※B型） 2) 形状、寸法（内法）：※B L 1 2 1 6型 ※B L 1 4 1 6型（身障者タイプ） 3) 材質：下記によるほかメーカー仕様による。（ただし、身障者タイプは図面による） 4) 構成部品仕様：下記によるほかメーカー仕様による。（ただし、身障者タイプは図面による） 天井パネル： メーカー仕様、点検口（600×600）付 壁パネル： メーカー仕様（塩ビ銅板不可、無地でない事） ドア枠： アルミアルマイト処理 ドア： 非常時救出用折戸又は内開戸・簡易ロック付 浴槽： F R P製専用浴槽（取替可）腰掛入浴槽・追焚用・蓋付 追焚用リモコン加工： リモートコントローラー取付用補強 追焚配管壁加工： 配管用壁開口 浴槽水栓： シングルレバー混合水栓・シャワー付 浴槽用1個 スライドバー： 手摺兼用無段階シャワーフック付 照明： 1 0 0 V樹脂製グローブ（防湿型） 換気扇開口加工： 開口及び補強 給水・給湯エルボ： 浴槽用・青銅鋳物製 排水トラップ： A B S樹脂製 排水管： V P 5 0 A タイル掛： S U S製 手摺： 樹脂コーティング 浴槽前部・出入口部（Ⅰ型 L=500 2本） 浴槽長辺方向（Ⅰ型 L=600×700）
	株式会社 ヤスウラ設計 鳴海住宅ガス工事（第4工区） 図面番号 No. 03
	一級建築士 登録番号 第191563号 木野 豊秋 印 給排水・ガス工事特記仕様書3/4
	一級建築士 登録番号 第265392号 設備設計一級建築士登録番号 第2437号 山岸 章 印 検 図 製 図 設 計 H28年3月 愛知県建設部建築局公営住宅課

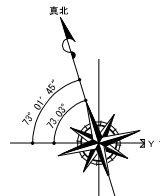
項目	特記事項		
	《機械設備工事指定資材》		
	分類	指定資材	適用範囲
	ボイラー	鋼製簡易ボイラー 薄鉄製ボイラー 鋼製小型ボイラー	評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品
	温水発生機	電空式温水発生機 電圧式温水発生機 ヒートポンプ(空気熱源)型(注)含む	評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品
	冷凍機	直置き吸収式冷温水機 小形吸収冷温水機ユニット 遠心冷凍機	評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品
	冷却塔	冷却塔 ユニット形空気調和機	評価名簿登録品 評価名簿登録品
	空気調和機	ファンコイル及び ユニット形空気調和機 コンパクト形空気調和機 パッケージ形空気調和機 カスケードパッド式空気調和機	評価名簿登録品 評価名簿登録品 圧縮機用電動機の出力7.5kw以上 冷房能力28kwを超えるもの(76形除く) 評価名簿登録品
	空気清浄装置	エアフィルター (パネル形・折込形・袋形) 自動巻取りフィルター 電気集じん器	評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品
	全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形) 全熱交換ユニット 遠心送風機(多翼形送風機)	評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品
	送風機類	箱型送風機 軸流送風機 消音ボックス付送風機	評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品
	ポンプ類	球形遠心ポンプ 水中モーターポンプ 立形遠心ポンプ	(汚水用・雑排水用・汚物用) 評価名簿登録品 評価名簿登録品
	ダクト付属品	吹出口・吸込口 調整ユニット(定風量・変風量)	評価名簿登録品 評価名簿登録品
	自動制御	自動制御システム 衛生器具ユニット	115マーク表示品または 評価名簿登録品
	タンク	F R P製パネルタンク 密閉型隔膜式貯水タンク(空調用・給湯用) ステンレス鋼板付(注)わが(溶接組立形) ステンレス鋼板付(注)わが(組立形)	評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品
	消火装置	スプリンクラー消火システム 不活性ガス消火システム 消火システム	評価名簿登録システム 評価名簿登録システム 評価名簿登録システム
	厨房機器	厨房システム ステンレス製 ステンレス製	評価名簿登録システム 評価名簿登録品 評価名簿登録品
	鉄製ふた	マンホールふた・弁開ふた	評価名簿登録品
	<p>注) 本工事に使用する資材・機材は、この表によるほか、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。</p> <p>1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(「評価名簿登録品、評価名簿登録システム」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工場所が含まれる場合に限る。</p> <p>2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。</p> <p>3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(77サービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)</p> <p>なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。</p>		

項目	特記事項			
	株式会社 ヤスウラ設計		鳴海住宅ガス工事(第4工区)	
	一級建築士 登録番号 第191563号 印 木野 豊秋		縮尺 給排水・ガス工事特記仕様書4/4	
	一級建築士 登録番号 第265392号 設備設計一級建築士登録番号 第2437号 山岸 肇 印	検 図	製 図	設 計 H28年3月
	愛知県建設部建築局公営住宅課			
			図面番号 No. 04	



止水器 13mm (黄巾品)	連続排水口 100×65×65
止水栓 20	(スタンド型)
取上ボックス	GV100 (JIS18K)
	GV100 (JIS18K)
	取上ボックス
	GV25
	(B-1)

天井厚 75mm	黄巾品	天井厚	1
取上開口 OX	黄巾品	天井厚	1
軒天井厚 80mm	黄巾品	天井厚	1
GV80	黄巾品	天井厚	1
取上開口 OX	黄巾品	天井厚	1



真北は TOMIO 式真北測定器にて測定  
 測定日 2015年8月4日  
 Y1通りは 南側道路境界線に平行

株式会社ヤスウラ設計		明海住宅ガス工事 (第4工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第191563号		配管図		G
水野 豊秋		No. 05		
設計	山岸 肇	規模	A1 1/200 A3 1/400	
図		設計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		日	H28年3月	